

2 資金繰り（公的融資制度）をサポート

（平成24年11月1日現在）

制度名	制度目的	融資対象者	資金使途	
経営安定資金	一般資金	経済情勢の変動により、事業活動に支障を生じている中小企業者等の経営の安定を図る。	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合	運転・設備
	建設産業短期資金	厳しい環境にある建設産業の中小企業者等の経営の安定を図る。	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者及び組合	運 転
	小口資金	小企業者の事業資金の融資を円滑にし、小企業者の経営の安定を図る。	小規模事業者（従業員が商業・サービス業5人以下、製造業・その他は20人以下）	運転・設備
	季節資金	中小企業者等の季節資金（ボーナス資金）の融資を促進し、中小企業の振興を図る。	信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合	運 転
小口零細企業資金	責任共有制度導入による小規模零細企業への影響に配慮し、当該企業者への融資を円滑にし、経営の安定を図る。	小規模事業者（従業員が商業・サービス業5人以下、製造業・その他20人以下）で、既保証と合わせ保証債務残高が1,250万円以下となるもの	運転・設備	
チャレンジ企業支援資金	新規産業の創造・育成を図る研究開発事業者の育成、支援を図る。	次の要件に合致する者で地方局長等の認定等を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業新事業活動促進法等の法律に基づく計画認定者 ・県のチャレンジ企業総合支援事業費補助金を活用して開発した技術を利用して事業を行う者 ・県の評価を受けた事業継続計画（BCP）を策定した者 ・商店街の空き店舗を活用して事業を行う者 ・県の試験研究機関との共同開発等技術支援を受けた者 ・えひめ中小企業応援ファンド又はえひめ農商工連携ファンドの助成を受けた者 ・愛媛県経済成長戦略2010の実現に資する事業を行う者 	運転・設備	
新事業創出支援資金	中小企業の創業に要する事業資金の融資を促進し、経済の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・創業を行う個人及び創業後5年未満の個人 ・会社分社化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社 	運転・設備	
緊急経済対策特別支援資金	景気低迷等により事業活動に支障が生じている中小企業者等の経営の安定を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3か月間の売上高が過去5か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している者 ・為替変動、海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少等により、最近1か月間の売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期の売上高と比べ3%以上減少している者 ・原油価格高騰等の影響により最近3か月の売上高に占める原材料、燃料等の費用の割合が過去4か年のいずれかの年の同期に比べ3ポイント以上増加している者 ・信用保険法第2条第4項各号いずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた者 等 	運 転	
			借 換	
雇用促進支援資金	新商品の生産や新分野への進出等により、人材の確保に努め積極的に事業拡大を図る中小企業者等の経営の安定を図る。	事業拡大等により、雇用の創出を行う中小企業者及び組合で県の認定を受けた者	運転・設備	
建設産業新分野進出等支援資金	厳しい環境にある建設産業の新分野進出等の経営革新に向けた取り組みの支援を図る。	新分野進出又は事業転換等を行う建設産業事業者で県の認定を受けた者	運転・設備	

（注） 融資条件等は、変更する場合があります。